



「いじめ」の理解を深めましょう②

1 具体的な事例と対応

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でバカにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのを止め、それ以来、BはAから嫌なことをされたり、言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今までは、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

こちらの事例は教職員の研修にも利用され、新聞でも紹介されたものです。

この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。我々教員は「いじめ」やその「兆候」を早期の段階で把握するよう努めています。そして、学校生活の中で嫌な思いをする生徒がいないように注意を払っています。事例のように「ミスを責められた」時や、「同級生の前でバカにされた」時には当然指導していきたくと思っていますし、Cのようにいじめに気づき、注意してくれる生徒を増やしたいと思っています。

しかし、中学生同士の行動を一部始終観察できる訳ではありませんので、御家庭の協力が必要になります。普段と違った様子であったり、物が壊れていたりなくなったりするような際は学校へ御連絡をいただきたいと思ひます。家庭、地域と一体となっていじめの撲滅に尽くしていこうと考えています。

2 いじめの認知に関する文部科学省の考え方と本校の取組

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある中学生が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであるといわれています。文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。

本校においても年間5回の「いじめアンケート」、2回の「教育相談」を実施し、早期発見・早期対応に努めています。また、日常の生活の様子から、当人同士が「いじめとは思わない(嫌な思いはしていない)」というような行為でも、場合によってはいじめにつながるような行為については丁寧に指導していきます。

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

【返信欄】